資料 2

# 今後の公共用水域水質常時監視のあり方について

(公共用水域水質モニタリングのあり方に関する検討会報告書(案))

## . 基本的な考え方

公共用水域の水質の常時監視(以下、「モニタリング」という。)は、水質汚水環境行政の基本であり、水質汚濁防止法に位置づけられた事務である。水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることがその目的であるが、同時に環境基準の設定、改正のためのバックデータを得ることなどにも役立っている。

公共用水域水質モニタリングについては、水質汚濁防止法に関する通知や水質 常時監視事務に関する処理基準でその実施方法について示してきたところである が、新規の環境基準項目や要監視項目等の追加に伴い、新たなモニタリングを実 施することが必要になるなど、合理的なモニタリングの実現に向けた措置を講ずることが必要である。

また、平成17年度より、いわゆる三位一体の改革により、地方公共団体の水質モニタリング事務に対する国庫補助金は廃止されたが、税源移譲された原資を元に地方公共団体の裁量を活かしながら確実に執行される必要がある。

そのため、通知や処理基準の改正等何らかの対応が必要な事柄とその方向性について検討を行った。

さらに、環境省の政策評価では、「水環境の監視等の体制の整備」が評価項目となっており、適切に評価する仕組みが求められている。上述の公共用水域水質 モニタリングの適正化に向けた措置を講ずる上でも、定量的な目標を設定することが適当であり、今回併せて検討を行った。

## . 公共用水域水質モニタリングの適正水準確保

#### 1.測定計画に関すること

測定計画は、上述の水質モニタリングの目的を達成するための手段を具体化するものである。従って、その内容が、地域の特性も考慮の上必要十分な水準にあることが求められるほか、地域住民等の安心につながるよう、内容やその根拠が分かりやすいものであることが望ましい。

# (1)モニタリング地点・頻度の基準の設定

#### < 現状 >

水質測定計画に定めるモニタリングの地点・頻度の設定については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(以下、「水濁法処理基準」という。)及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質(水底の底質を含む)の常時監視に係る法定受託事務の処理基準」(以下、「ダイオキシン法処理基準」という。)の中で引用している「水質調査方法」(昭和46年)において具体的に記述されている。しかしながら、現在の処理基準には常時監視の測定地点・頻度についての重点化・効率化に関する記述がなく、各地方公共団体が地域の状況を踏まえて重点化・効率化を行っている。

一方、「水質モニタリング方式効率化指針」(平成11年)は、今後の環境基準項目の追加等も踏まえ、自治体の水質モニタリング体制の効率化の指針を示したものであり、地点、項目、頻度、方法について総合的に検討を行っている。公共用水域の水質のモニタリングに関しては、汚濁源の存在状況や、ローリング調査の導入等、効率化の考え方を定性的に示している。

重点化については、水産を含む利水状況や汚濁源(休廃止鉱山、苦情の有無等を含む)の分布を考慮したり、水質変動の激しい地点、環境基準未達成の地点、長年検出されていない項目が検出された地点、異常値が検出された地点、或いは、指定湖沼、特定の保全計画のある水域で、測定地点や頻度を増やすなどの重点的なモニタリングを行っている地方公共団体が多い。

ダイオキシン類の常時監視については、ダイオキシン法処理基準において「水質調査方法」に準じるとされている。国土交通省の「河川、湖沼等におけるダイオキシン類常時監視マニュアル(案)」(平成17年)では、ダイオキシン類の測定地点種類の定義とそれに応じた測定頻度について具体的な数値を指針として示している。

## < 当面の対応 >

「水質調査方法」に示された次のアのような調査地点・頻度の設定の基本的な考え方に加え、

「水質モニタリング方式効率化指針」に示されたイの事項を効率化に関する考え方として、

多くの地方公共団体のモニタリングで実施されているウの事項を重点

化に関する考え方として、 処理基準に追加することが適当である。

## ア.調査地点・頻度の設定の基本的考え方

# (ア)調査地点

- . 河川
- ( ) 利水地点
- ( )主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点および流入 前の地点
- ( )支川が合流後十分混合する地点および合流前の本川または支川 の地点
- ( )流水の分流地点
- ( )その他必要に応じ設定する地点
- . 湖沼
- ( )湖心
- ( ) 利水地点
- ( )汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点
- ( )河川が流入した後十分混合する地点および流入河川の流入前の 地点
- ( )湖沼水の流出地点
- . 海域

水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるようにして選定する。採水地点間の最短距離は500~1km程度を標準とする。

# (イ)調査頻度

- . 環境基準項目
- ( )環境基準健康項目については、毎月一日以上各一日について四回程度採水分析することを原則とする。このうち一日以上は全項目について実施し、その他の日にあつては、水質の汚濁の状況、排出水の汚染状態の状況等からみて必要と思われる項目について適宜実施することとする。
- ( )環境基準生活環境項目については、次による。
  - a . 通年調査

環境基準の水域類型へのあてはめが行われた水域につきその維持

達成状況を把握するための地点(以下「基準点」という。)、利水 上重要な地点等で実施する調査にあつては、年間を通じ、月一日以 上、各一日について四回程度採水分析することを原則とする。ただ し、河川の上流部、海域における沖合等水質変動が少ない地点にお いては、状況に応じ適宜回数を減じてもよいものとする。

#### b . 通日調査

aの通年調査地点のうち、日間水質変動が大きい地点にあつては、年間2日程度は各一日につき二時間間隔で13回採水分析することとする。

## c . 一般調查

前記以外の地点で補完的に実施する調査にあつては、年間4日以上採水分析することとする。

. 環境基準項目以外の項目

排水基準が定められている項目その他水域の特性把握に必要な項目等について、利水との関連に留意しつつ、 に準じて適宜実施する。

## イ.効率化に関する考え方

# (ア)調査地点についての効率化

- . 汚濁源の状況に応じて調査地点を絞り込む。
- . 汚濁源の少ない水域においてはローリング調査の導入等の効率化を図る。
- . 調査地点間の位置関係を考慮する。

#### (イ)調査項目についての効率化

- . 検出される可能性が少ないと思われる項目については、項目のロ
- ーリング調査の導入等の効率化を図る。
- . 農薬等については、使用実態を勘案し調査項目を絞り込む。

## (ウ)調査頻度(時期)についての効率化

- . 農薬等については使用時期を考慮して調査時期を限定する。
- . 分析作業の効率化の視点から調査時期を選定する。
- .環境基準健康項目は長年検出されない場合、調査頻度を絞り込む。

# (エ)分析方法についての効率化

- .アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニング を行う。
- .公定法の中でも、多成分を同時分析できる方法を選択する。

# ウ. 重点化に関する考え方

(ア)のような点に留意して、(イ)や(ウ)のようなモニタリング を重点化するべき地点、水域を設定する。

#### (ア)留意点

- . 利水状況
- . 汚濁源(休廃止鉱山、苦情の有無等を含む)の分布 等

#### (イ)重点化すべき測定地点

- . 水質変動の激しい地点
- . 環境基準未達成の地点
- . 長年検出されていない項目が検出された地点
- . 異常値が検出された地点

等

## (ウ) 重点化すべき水域

- . 指定湖沼
- . 閉鎖性海域
- . その他特定の保全計画のある水域

等

# <継続的な検討が必要な事項>

技術進歩や、データの整備等最近の水質モニタリングを巡る学術的動向を踏まえて、水質モニタリングの効率化における PRTR データの活用や、全窒素でのスクリーニングによる硝酸性窒素や亜硝酸性窒素の測定の効率化などを取り入れて、「水質モニタリング方式効率化指針」の内容を見直すことも考えられる。

#### (2)測定計画の取扱いについて

#### < 現状 >

測定計画に記載する項目については現在の水濁法処理基準には具体的に記述されておらず、測定計画の内容は都道府県によって異なっている。特に災害や不法投棄等新たな汚染が生じる可能性がある場合、その影響を把握するための緊急的な測定については、必要性は高いものの、水濁法処理基準に規定がなく、測定計画には位置づけられていない。

測定地点・頻度の設定の考え方について、特段明らかにされていないと ころが多く、地域住民等にとって分かりにくいものとなっている可能性が ある。測定計画自体も都道府県のホームページ等では閲覧できない例があ る。

一方で、水質モニタリング及びその効率化・重点化の基本的な考え方を

整理しており、これを見ると水質モニタリングの考え方が理解できる地方公共団体も存在する。こうした情報は、地域住民等の公共用水域の水質への関心や理解を深めるためには重要であるため、常にアクセスしやすい状況にあることが望ましい。

#### < 当面の対応 >

次の事項を記載すべき項目の対象とすべきである。(測定地点名称、測定地点位置(図、緯度経度)、測定項目、測定頻度、測定方法、数値の取扱い方法等)

測定計画自体は、都道府県のホームページ等で常に閲覧できる状態とすることが望ましい。また、測定地点・頻度の設定の考え方について、測定計画又は他の文書により公表することが望ましい。

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見された場合、その影響把握が必要であり、そのための緊急的な測定が必要となる。この場合、測定計画外で実施することもありうるが、緊急的な測定について円滑な実施を可能とするため、緊急時のモニタリングの意義付けや、調査地点の設定方法等の留意点について測定計画に記載することは適切であると考えられる。

# <継続的な検討が必要な事項>

測定地点・頻度の設定の考え方等を含めて、測定計画の内容を地域住民等に分かりやすく公表することについて検討する必要がある。

#### 2.測定データの確認及び精度管理に関する具体的基準の設定

#### < 現状 >

水質モニタリングにおける精度管理については、ダイオキシン類以外には特段の規定がない。現状では、地方公共団体ごと、測定機関ごとに独自の精度管理が行われており、モニタリングデータの妥当性を検討・監査する体制が十分に整備されていない地方公共団体もある。水質測定事務については、ほとんどの地方公共団体で民間測定機関への委託が進んでおり、モニタリングデータのチェックや精度管理についても測定機関に依存する傾向が見られる。また、データの確認のタイミングが必ずしも適切でないケースも見られる。

精度管理については、環境省では、環境測定分析に従事する諸機関が均一に調製された環境試料を分析し、その結果を解析・検討することにより、環境測定分析の信頼性の確保及び精度の向上等を図るための環境測定分析

統一精度管理調査を実施している。

また、定量下限値については、現在の水濁法処理基準において、一部の項目を除き、mg/L 単位で小数点以下 4 桁までの範囲内で地方公共団体が定めることととなっている。環境基準値に近い定量下限値を設定している例や一つの環境基準項目に対して、複数の定量下限値を設定している地方公共団体もある。このため、環境基準の達成評価については問題はないが、定量下限値が異なるデータの集団間の集計を行う場合、平均値の算定等が適切に実施できないおそれがある。

# < 当面の対応 >

環境基準健康項目及びダイオキシン類について、環境基準を超過した場合、環境基準値を超える測定値が得られた場合、測定値が大きく変動した場合、分析方法のチェック等測定値の検討をすみやかに行うとともに、地方公共団体の環境部局において、すみやかに把握できる体制を整備することが重要である。その他の場合の測定値や、環境基準生活環境項目のデータについても、可能な限り、すみやかに把握できる体制を整備するのが望ましい。

以下のような精度管理の基本的な考え方を水濁法処理基準または水質調査方法に盛り込む必要がある。

- ア.標準作業手順(SOP)
- イ.分析方法の妥当性、器具、装置の性能の評価と維持管理
- ウ.測定の信頼性の評価

また、これらを担保するためには、環境省などが実施している外部の精度管理調査への参加や外部監査制度の導入等の外部精度管理を実施することが望ましい。

環境基準を達成している定量下限値以上の測定値の蓄積は、長期的な公共用水域の水質変化の傾向を評価する場合などに大変有用である。このためには、定量下限値は、環境基準値よりある程度低く設定されている必要がある。分析機器等の事情も勘案する必要があるが、水濁法処理基準で特に定めている項目を除いて、当面、定量下限値は最低限、環境基準値の1/2以下に設定することとし、1/10程度以下を目指すことが望ましい。

# 3.測定結果の公表

## < 現状 >

測定結果の公表に関しては、「水質汚濁防止法の施行について」(昭和

46年9月20日環水管第24号水質保全局長通知)で、「年間を通じて行う測定については、最終の測定が終了した後すくなくとも三ヶ月以内に行う」ものとされている。また、公表の方法、回数等については、「水質汚濁防止法の施行について」(昭和46年7月31日環水管第12号環境事務次官通知)で、地方公共団体で適宜判断することとされており、実際、地方公共団体では各々の白書やホームページ等様々な方法で測定結果を公表している。

### < 当面の対応 >

測定結果については、これまでの対応に加えて速報値を速やかに公表し、 地域住民等に対する情報提供を行うことが望ましい。

# <継続的な検討が必要な事項>

モニタリング結果を分かりやすく公表するためには、地理情報システム等を活用して視覚的に表現することが有効であり、現在環境省において整備を進めているシステムを充実させていくことが重要である。その中で、土地利用や利水状況、潜在的な汚染発生源等(PRTR データ等)の情報も合わせて整備することにより、総合的な公共用水域の水質に関するリスク管理の推進にも資するものと考えられる。さらに、優れた水環境やその保全事例の情報を合わせて整備することにより、水質保全意識の普及・啓発につながることも期待できると考えられる。

#### 4 . 基準超過時等の対応

#### < 現状 >

「水質汚濁防止法の施行について」(昭和46年9月20日付け環水管第24号水質保全局長通知)では、環境基準健康項目について基準を超える測定結果が得られた場合、すみやかに水質保全局長(水環境部長)に通知するとともに、当該水域に関し、公共用水域及び排出水双方について、追跡調査を行うことを規定している。

「水質異常の発生時における連絡体制の整備等について」(昭和51年2月18日付け環水規第13号水質保全局長通知)では、水質異常が発生した場合には、それを早期に発見し、原因を究明し、各種対策措置を適切に講ずるため、

環境保全担当者、河川管理者等公共用水域の管理を行う者、各種 利水者等の相互間の連絡体制の整備

他都府県に対する連絡体制等、広域的な連絡体制の整備

機会をとらえて地域住民に対する協力の要請を行う等の広報活動に努めることが通知されている。

また、水濁法処理基準では、環境基準健康項目について、環境基準を超過した、もしくは超過すると予想される場合、

測定項目、測定値及び採水年月日

測定地点名及び水域名

測定地点周辺における利水及び土地利用等の状況(地図又は概略 図を添付)

を速やかに環境省に報告するとともに、 原因究明のための調査結果 講じた施策、行政指導等の概要及びその結果を適宜報告することとされて いる。

しかし、住民への通知や、関係者への周知をも含めた、基準超過時の対策に関する総合的体系的な規定はない。また、環境基準値を超過する値が検出された場合の扱いや、測定値が大きく変動した場合の扱いについて充実する必要がある。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果(水質及び水底の底質)の報告要領」(平成12年3月27日付環水企150-2号、環水規58-2号)で、水濁法常時監視に準じて報告するように規定されているが、上位通知に当たるダイオキシン法処理基準には規定がない。

#### <当面の対応>

環境基準を超過した場合、環境基準値を超過する値が検出された場合又は測定値が大きく変動した場合で、かつ、分析方法に問題がない場合における連絡体制の整備、関係者への周知や原因の究明等について、改めて徹底することが必要である。

ダイオキシン類について、環境基準を超過した、もしくは超過すると予想される場合、環境省へ報告する趣旨をダイオキシン法処理基準に規定することが必要である。

. 公共用水域水質モニタリングの適切な水準を確保するための目標の設定 〈現状〉

水質常時監視については、環境省の政策評価の体系において、「水環境の監視等の体制の整備」として施策の柱の一つに位置づけられているが、

その目標である「水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する」ことについて、参考指標として測定地点数検体数を報告しているが、正式な指標と目標値が設定されておらず、施策の達成度を定量的に評価できていない。環境省政策評価委員会から定量的な目標、指標の設定の検討を付議された政策評価手法検討部会においても、施策の達成度を適切に評価しうる目標、指標を設定することについて了承されたところである。

### < 当面の対応 >

指標としては地点数や検体数等が考えられる。その妥当な目標水準の考え方としては、面積、人口、製造品出荷額、農業産出額当たり等の適切な水準を算出しこれらを原単位として設定し推定する方法についても検討を行った。しかし、公共用水域は、汚濁源の存在状況や、水域の位置関係、利水状況が地域によって様々であるため、その水質モニタリングの密度について、全国的に適用できる一律の原単位の決定は現時点では困難であると考えられる。また、水質は大気と異なり、基本的には水中の範囲に汚濁物質の拡散が限られる上、近隣の測定地点間でも値のばらつきが大きく、一律の原単位に基づいて測定地点や検体数を決定するのは難しいと考えられる。

一方、公共用水域水質モニタリングについては、過去からの継続によるデータの蓄積に価値があり、可能な限り、測定地点等について継続していくことが望ましい。このため、公共用水域水質モニタリングの適切な水準の目標としては、当面、現状のモニタリング水準を基礎とする方法を試行的に適用することが妥当である。

#### <継続的な検討が必要な事項>

地方公共団体毎の測定計画及び実施段階における評価を適切に実施できる指標等について検討する必要がある。

- .その他(今後の検討事項)
- 1.都道府県の水質測定計画や測定結果について国で評価する場の設定
- 2. 長期的傾向把握のための測定地点や、利水・発生源との関係で測定を行うべき地点等、測定地点の分類や、これらに応じた測定頻度の設定。また、
  - (1)長期的傾向を把握するための測定
  - (2)温暖化の水環境への影響等を把握するための測定

(3) GEMS/WATER 等、我が国が国際的に報告する必要のある調査のための 測定

など、国の関与のあり方について検討

- 3.水道事業者等、常時監視実施機関以外の機関で実施されている調査・測定の活用方策についての検討
- 4. 簡易、自動測定機器による測定やバイオアッセイ等、先進的或いは迅速なモニタリング技術の開発等
- 5. 災害等の水質への影響の把握のためのモニタリングのあり方について検討